

株式分割に関する基準日設定公告

平成 23 年 12 月 14 日

株 主 各 位

東京都渋谷区神宮前二丁目 4 番 12 号
株式会社レグス
代表取締役社長 内川 淳一郎

平成 23 年 12 月 13 日開催の当社取締役会において、株式の分割に関し、以下のとおり決議いたしましたので公告いたします。

記

1. 平成 24 年 1 月 1 日(日曜日)付をもって、次のとおり普通株式 1 株を 2 株に分割する。
 - (1) 分割により増加する株式数
普通株式とし、平成 23 年 12 月 31 日(土曜日)最終の発行済株式総数に 1 を乗じた株式数とする。
 - (2) 分割の方法
平成 23 年 12 月 31 日(土曜日)を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式を、1 株につき 2 株の割合をもって分割する。
2. 発行可能株式総数の増加
会社法第 184 条第 2 項の規定に基づき、平成 24 年 1 月 1 日(日曜日)付をもって当社定款を変更し、発行可能株式総数を 98,000 株増加して 196,000 株とする。
3. その他、この株式の分割に必要な事項は、今後の取締役会において決定する。

以上

お知らせならびにご注意

1. 平成 24 年 1 月 1 日付で、株式の分割により増加した株式数が、お取引口座のある証券会社等または特別口座を管理する口座管理機関の振替口座簿に記録されることとなります。
2. 株式の分割後のご所有株式に関するご案内は、平成 24 年 1 月下旬にお届出ご住所にお送り申しあげる予定でございます。
3. 住所変更、改姓名等の届出についてお済みでない方は、至急手続きをお済ませください。
4. 上記 3. のお手続きについては、お取引の証券会社にお問い合わせください。なお、特別口座の株主様については、下記にお問い合わせください。

(特別口座の株主様のお問い合わせ先)

〒183-8701

東京都府中市日鋼町 1 番 10

住友信託銀行株式会社 証券代行部

電話 0120-176-417